

金融商品会計基準の改訂と今後の方向性

－IAS32「表示・測定」IAS39「認識・測定」を中心に－

深 谷 和 広

目 次

はじめに

1. 会計基準の形成過程とその位置
2. 改訂草案の主要な変更点
3. 改訂草案の意義と今後の方向性

おわりに

はじめに

2001年4月、国際会計基準審議会（IASB）は、国際会計基準設定機関であった国際会計基準委員会（IASC）からその機能を継承して新たな国際会計基準設定機関としての出発を果たした。IASBは国際的な会計基準の設定をめざして最初の一歩を踏み出した。

2001年7月、IASBはテクニカルプロジェクトの議題を公表した。この内容は国際的な会計基準への収斂化部門、現行基準の適用容易化部門、および現行基準の改善部門から構成されるものであった。

表1-1 テクニカルプロジェクトの概要

- | |
|-------------------|
| (1) 国際的な会計基準への収斂化 |
| (2) 現行基準の適用容易化 |
| (3) 現行基準の改善 |

まず、国際的会計基準の収斂化をめざす部門には、企業結合、保険契約、業績報告、株式ベース報酬の四つの議題が決定された。

表1-2 国際的会計基準の収斂化部門

- | |
|-------------|
| (1) 企業結合 |
| (2) 保険契約 |
| (3) 業績報告 |
| (4) 株式ベース報酬 |

次は、現行の基準の適用を容易化するため、国際財務報告基準の当初適用と金融機関活動の開示・表示に関する議題である。最後に、現行の会計基準の改善をめざす部門である。

表1-3 基準の適用容易化部門

- | |
|-------------------|
| (1) 国際財務報告基準の当初適用 |
| (2) 金融機関活動の開示・表示 |

この現行基準の改善部門は、会計基準の序文、現行基準の適用容易化、現行基準の改善の3部門から構成される。

表1-4 現行の会計基準の改善部門

- | |
|-------------------------|
| (1) 国際財務報告基準の序文 |
| (2) 現行基準の適用容易化 |
| (3) IAS39「金融商品：認識と測定」改善 |

国際財務報告基準の序文はIASB組織と基準の決定に関する変更を反映することを目的とする。また、現行の会計基準における代替処理から生じる諸問題の改善を目的とする。

最後は、金融商品に関する国際会計基準第32号「金融商品：開示と表示」(IAS32)¹⁾と国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」(IAS39)²⁾を改善する計画である。IAS39は内部に矛盾を抱えた複雑な基準であり、明確な適用指針がないとの批判を受けていた。1998年IAS39の公表以来、基準の適用に関する200以上の問題に対する非公式の回答が公表されたことからも基準の改善する必要に迫られていた。この計画は金融商品会計の根本的なアプローチを変更することではなく、限られた時間の中での当面の改善を前提として、IAS39の適用を容易にし、利用者を支援する情報の提供、並びにIAS39の抱える問題点を改善する方法を見出すことを目的とするものであると位置づけられた³⁾。

2002年6月、IASBはその成果として「草案：IAS32・IAS39への改訂提案（改訂草案）」を公表した⁴⁾。改訂草案へのコメントは10月14日を期限として受け付け、現在はそのコメントの分析段階にある。最終決定は2002年第三四半期を予定している。

本稿は「改訂草案」の内容を概観し、特にIAS39改訂草案における中心概念とその計算構造の特徴点を明らかにすることを意図するものである。

本稿は、まず金融商品会計に関する国際会計基準の形成過程と現状を述べて、IAS39の特長を概説して現在のIAS39の位置づけを明確にした上で、IAS32・IAS39改訂草案の内容を概観するために改訂草案の主要な変更点の要約を紹介する。最後に、IAS39改訂草案が持つその意義と今後の方向性について指摘することにしたい。

1. 会計基準の形成過程とその位置

1. 1 金融商品会計の発端

1989年、IASCはカナダ勅許会計士協会と共同で金融商品会計の検討を開始した。IASCは、その後、金融商品会計に関する二つの公開草案を公表した。すなわち、公開草案第40号「金融商品」と公開草案第48号「金融商品」である⁵⁾。二つの公開草案の内容はほぼ同じで、金融商品の性質と経営者の意思に基づき金融商品を区分し、それぞれの区分に異なる会計方法を適用するものであった。この段階では、金融商品に全面的な時価評価を想定するものではなかった。

IASCは、公開草案第48号に対するコメント内容を分析した結果、当面は包括的な会計基準の策定を断念し、第一段階を表示・開示の基準の作成とし、第二段階を認識・測定の基準とする段階的な基準の作成へと方向転換を決定した。この結果、1995年、IASCはIAS32を確定した。IAS32は主に (i)金融商品の発行者による負債・持分の区分、利息、配当並びに利得損失の分類 (ii)金融資産・金融負債の相殺 (iii)金融商品に関する情報などの開示項目を取り扱っている。

1. 2 暫定基準の策定

IASCはIAS32の公表後、認識・測定基準の

検討を再開して、1997年3月「ディスカッショーンペーパー：金融資産及び金融負債の会計処理」を発表した⁶⁾。この基準案の内容は、金融商品を全面的に時価評価するものであった。IASCは、この基準案への各界からの反応を見て、証券監督者国際機構（IOSCO）との1995年の合意の下に、2000年までにコアスタンダードを完成させるという重大な課題に対応するため、この基準案では最終基準として完成させることは困難であると判断した。

このような状況下で、1997年11月IASC理事会において、長期的に金融商品の全面的時価評価モデルを検討すると同時に、暫定的に金融商品の認識・測定基準を公表する方針案を決定した。

この決定を受けて、1998年6月、IASCは公開草案第62号を公表し、コメントの分析の結果、同年12月IAS39として公表した。1997年10月、IASCは全面的時価評価モデルを検討するために、IASCと主要基準設定団体から構成されるジョイント・ワーキング・グループ（JWG）を組織し、継続的に検討を進めた⁷⁾。

JWGは2000年12月基準草案「金融商品および類似項目」を公表した⁸⁾。IASBはこの基準草案へのコメントを分析し、長期的な計画を予定した。

2001年7月IASBはIAS32・IAS39の改訂を改善計画の一つとして決定した。この改善計画は根本的な会計方法の改善を意図するものではなく、限られた時間の中での当面の改善を前提として、IAS39の適用を容易にし、利用者を支援する情報の提供、およびIAS39の抱える問題点を改善する方法を見出すことを目的とするものであると位置づけられた。

1. 3 IAS39の概要

IAS39は全面的時価評価モデルの金融商品会

計基準への移行を前提として、当面の暫定案として策定されてものであった。現行のIAS39における重要な内容を以下のようにまとめることができる。

(1) 定義

IAS39の測定基準は時価と原価から構成される混合測定基準の採用により複雑な部分を抱えることになった。IAS39は金融資産を以下の四項目に分類する（para10）。四項目を基準として認識・測定基準が規定される。

- (i) 「短期売買目的」（デリバティブを含む）
- (ii) 「満期保有目的」
- (iii) 「実体により組成された貸付金・債権」
- (iv) 「売却可能性」

(2) 認識停止

認識停止のモデルには、支配モデルとリスク報酬モデルとが存在する。IAS39は認識停止の条件を次のように規定している。

金融資産については、金融資産を構成する契約上の権利の支配を喪失した時にのみ、その金融資産のすべてまたは一部について認識停止しなければならない（para.35）。支配喪失の判断は資産譲渡の実質によって決定される。譲渡人が金融資産の支配を保持する場合、金融資産を貸借対照表に計上しなければならない。支配を資産から生じる将来便益の獲得能力と規定する。

金融負債については、特定の債務の免責、解除、失効した場合にのみ貸借対照表から除去しなければならない。

IAS39では、認識停止の規定には基本的に支配モデルを採用している。しかしながら、認識停止のベースとしてリスク報酬モデルが混在している。このために基準適用において混乱を生

じる⁹⁾。

(3) 測定

当初測定時は、金融資産・金融負債の全てについて（デリバティブ資産・負債を含めて）引渡し、または受け取りの対価の公正価値である取得原価により測定しなければならない（para.66）。

再測定時は、全ての金融資産（デリバティブ資産を含む）は、以下の例外を除いて、公正価値で再測定しなければならない。これは従来よりも公正価値の利用の拡大を意味するものである（para.69）。

- (i) 実体により組成され、短期売買目的で保有していない貸付金・債権
- (ii) 負債証券及び強制償還優先株式などの他の固定満期投資
- (iii) その公正価値を信頼性のある測定ができない金融資産である。

ほとんどの金融負債は（デリバティブ負債を含む）元本返済額と償却額を差し引いた償却原価で測定しなければならない。デリバティブ負債と短期売買目的保有負債のみ例外として公正価値で測定しなければならない（para.93）。

(4) 公正価値変動で認識される利得損失

金融商品を公正価値で再測定する場合、公正価値変動により認識された利得損失をどのように認識するかは重要な論点である。IAS39は公正価値変動により認識された利得損失は以下のいずれかを選択しなければならない（para.103）。

- (i) 短期売買目的保有の金融資産・金融負

債に関する利得損失はその期間の損益として認識しなければならない。デリバティブは、ヘッジ会計に適格なヘッジ関係の一部以外、短期売買目的保有である。

(ii) 売却可能性資産による利得損失は以下のいずれかの方法で処理しなければならない。

- 1) 発生した期間の損益に計上するか、
- 2) 持分変動計算書で資本の部で認識し、当該資産が売却、回収、処分、または減損が発生した時点で当期の損益に計上する。

(5) 金融資産の減損処理

IAS39は、金融資産の減損処理について規定する。償却原価法で計上される貸付金、債権などの満期保有投資については、減損損失額は帳簿価額と将来キャッシュフローを取得時点の実効金利で割引いた現在価値との差額である。当該損失は当期の損益に計上しなければならない（para.111）。また減損損失が減少する場合、その減少と発生した事象を関連づけることができる場合、その金融資産の評価減が直接または引当金勘定の修正により取り消されなければならない。またこの取消額は当期の損益に含めなければならない（para.114）。

また公正価値で再測定される金融資産に関する損失が資本の部で認識されて、かつ当該金融資産の減損があるとする客観的証拠がある場合、公正価値変動分を直接資本の部で認識計上する場合、次期以降に当該資産の価値が増加し、その増加が減損と客観的に関連する場合には、戻入益として損益に計上しなければならない（paras117-119）。

(6) ヘッジ会計

ヘッジ会計は混合測定基準の採用により必要不可欠なものとなった。IAS39は幅広い適正なヘッジ関係をヘッジするために、ヘッジ会計の適用を認めることとなった。IAS39は、キャッシュフローへッジと公正価値へッジの二種類のヘッジを異なる方法によって認識することを提案した。

公正価値へッジとはヘッジ対象の資産・負債の全体または一部における公正価値の変動リスクをヘッジ手段で相殺するヘッジである。キャッシュフローへッジとはヘッジ対象から生じるキャッシュフローの変動リスクをヘッジ手段で相殺するヘッジである。

公正価値へッジは以下のように会計処理しなければならない (para.153)。

- (i) ヘッジ手段を公正価値で再測定することによる損益は、直ちに損益で認識しなければならない。
- (ii) ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に関わる損益は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、直ちに損益でしなければならない。また、公正価値変動を直接資本の部に計上する場合、同様に適用しなければならない。この規定はヘッジ対象を原価で測定する場合に同様に適用される。

キャッシュフローへッジは以下のように会計処理しなければならない (para.158)。

- (i) ヘッジ手段に関わる損益のうち有効部分は持分変動計算書を通じて直接資本項目として計上しなければならない。
- (ii) 非有効部分は以下のように報告しなければならない。
 - (1) ヘッジ手段がデリバティブである場合、直ちに、損益として、
 - (2) ヘッジ手段がデリバティブではない

限定された状況下では場合、第103項に従って、

ヘッジ対象の確定約定や予定取引が資産・負債の認識をもたらす場合、その資産・負債が認識されるとき、第158項に従って、資本の部で認識された関連利得・損失は資本の部から除去し、資産・負債の取得価額または帳簿価額の認識に含めなければならない (para.160)。

2. 改訂草案の主要な変更点

2002年6月IASBはIAS32・IAS39改訂草案を公表した。次に、この改訂草案における主要な変更点を概観することにしたい。

2. 1 IAS32「金融商品：表示・開示」

IAS32改訂草案は基本的にIAS39改訂草案への対応を目的する変更が中心である。IAS32改訂草案の冒頭にある「主要な変更の要約」の全文を訳出し、その全体像を概観してみたい。なお、各項目の内訳見出し、該当項目は必要に応じて追加した。

(1) 範囲 (paras. 1 - 4 B)

□改訂草案はIAS32の範囲とIAS39の範囲を一致させることを提案する。

(2) 発行者による複合金融商品の区分 (paras.23-29)

□現行のIAS32は、複合金融商品における負債部分の測定のために、残存評価法とオプション価格法の二つの選択肢を例示している。しかし、改訂草案はこのオプションを排除する。複合金融商品の資産要素と負債要素とを別々に測定し、その残余部分を持分要素であるとする (para.28)。

この提案目的は、負債要素と持分要素の区分に関するIAS32の要件とIAS39における残余部分としての持分金融商品の定義や測定の要件とを合致させることにある。

(3) 実体の自己株式に基づくデリバティブの区分 (paras.29C-29G)

□改訂草案は、従来IAS32には規定のなかつた実体の自己株式に基づくデリバティブの区分に関する適用指針を提案した。改訂草案は、現金または他の金融資産の固定額と実体の自己株式固定数の交換をもたらすデリバティブのみを持分に直接計上すると規定する。適用指針の概要は以下の通り。

○実体の自己株式価格に連動し、正味現金または正味株式での決済を要求するか、相手側に正味現金または正味株式による決済の選択を認めるデリバティブについては、デリバティブ資産またはデリバティブ負債である。これは持分金融商品ではない。IAS39ではそのように処理される。

○実体の自己株式価格に連動し、総額による物的決済の代わりに、実体に正味現金または正味株式決済を要求する権利を与えるデリバティブについては、デリバティブ資産またはデリバティブ負債である。これは持分金融商品ではない。ただし、実体の自己株式の固定数と現金又はその他の金融資産などの固定額との総額交換を通じて、その実体がこの契約を決済するという確立された歴史をもつ場合は除く。この場合は、持分金融商品である。

○実体の自己株式価格と完全に連動し、現金又はその他の金融資産など固定額との交換により実体の自己株式の固定数を受取るか引渡

すようなデリバティブに関する公正価値の変動については、財務諸表において認識されない。

○デリバティブが実体の自己株式を受取る代わりに現金を支払う義務を含む場合には、株式償還額について負債が存在する。

この提案目的は自己株式に基づくデリバティブの区分に影響を与える諸要件の明確化、並びに諸要件に首尾一貫性を与えることにある。

(4) 開示 (paras.42-94)

(公正価値情報の開示免除)

□改訂草案は、IAS32でのある種の金融資産・金融負債の公正価値を開示する要件の免除とIAS39でのある種の非上場金融資産・負債を公正価値で測定する要件の免除とを一致させている (paras.77-77A)。

(追加開示項目)

□改訂草案は、新たに以下の追加開示項目を設定した。

【公正価値に関する開示】

- 公正価値が評価技法により見積られる範囲
- 評価技法を用いる評価が観察可能な市場価格の支援のない仮定に基づく範囲
- ある幅の合理的に可能な代替仮定に基づく仮定変更に対する公正価値見積りの感度
- 評価技法を用いて見積られ期間中に損益で認識された公正価値変動
(para.77B (b)-(e))

【その他の開示】

- 認識停止に該当しない金融資産の譲渡の内容と範囲 (para.93A (b)(i)(ii)(iii))

- 認識停止に該当しない金融資産を譲渡後、継続的に認識する構成要素固有のリスク (para.93A (b)(iv))
- 公正価値で計上される非デリバティブ金融負債の簿価と決済額との差 (para.93A (h))
- 元金・利子の支払いの不履行、減債基金や償還規定の違反、およびその他の貸付契約の違反に関する情報 (para.93A (j))。

(ある種の複合金融商品の情報開示)

- 改訂草案は、組込みデリバティブの特徴をもつ複合金融商品（線上償還条項付転換社債の発行など）の発行者に、その特徴の存在とその負債金融商品部分の実効金利に関する情報の開示を要求する (para.93A (i))。

(IAS39開示要件の移行)

- 改訂草案は、現行の IAS39における開示要件については IAS32の開示要件に移行する (paras.46C-46D)。

(5) 解釈指針の組込み

(解釈指針)

- 改訂草案は以下の基準解釈委員会（SIC）解釈指針における重要な合意を組み込むことを決定した。

○ SIC- 5 「金融商品の区分－条件付決済条項」

改訂草案は SIC- 5 の決定を導入した。改訂草案は、例外なく、条件付決済条項に該当する金融商品を金融負債として区分しなければならぬとした (para.22A)。

SIC- 5 は、不確実な将来事象の発生・不発生または不確定な状況の結果など、発行者と保有者の両者が共に管理できない事象により、潜

在的に実体が現金または他の金融の引渡しによる決済を要求される金融商品を金融負債として区分しなければならないと決定した。この場合、例外として、現金または他の金融資産による決済の可能性が低い場合については、この金融商品を持分として区分することにした。改訂草案は、決済の可能性に関係なく全て金融負債として区分することを提案した。

○ SIC-16 「資本金－再取得された自己持分金融商品（自己株式）」

SIC-16では、再取得した自己持分金融商品を持分から控除すると合意された。改訂草案はこの合意を導入した (para.29A and 29B)。

○ SIC-17 「持分－資本取引コスト」

SIC-17では資本取引の費用を資本取引に直接起因する増分外部費用であるとし、持分から控除することを合意した。改訂草案はこの合意を導入した (paras.30 and 31A-30C)。

(解釈指針草案)

- 改訂草案は、最終草案 SIC-34 「金融商品－保有者に償還可能な金融商品または権利」における重要な部分を IAS32に組み込んだ (paras.22B and 32A)。

○保有者が現金または他の金融資産で発行者にその金融商品を売る権利を含み、その金額を増減させる可能性のある指数または他の項目により決定される発行済金融商品は負債である。

○ある実体は（例えば、オープンエンド型投資信託またはユニットトラスト）は実体の正味

資産価値の比例持分を支払うために、負債を貸借対照表に「ユニット保有者が利用可能な正味資産価値」とし、負債価値変動分を損益計算書に「ユニット保有者が利用可能な正味資産の価値変動」として表示することができる。

IAS32改訂草案の冒頭にある「主要な変更の要約」は、このように主要な変更を要約している。これらの主要な変更点をまとめるとすれば、IAS39の範囲との調整問題、未解決であった負債・持分の区分問題（自己株式に基づくデリバティブの区分を含む）、IAS39の変更に伴う開示情報の追加設定、そして解釈指針の内容をIAS32に組み込みことなどである。

IAS32改訂草案での改善の中心は、IAS32の目的に述べられるように、IAS39改訂草案の認識・測定の諸原則を補完することである¹⁰⁾。この前提に立って、IAS32改訂草案は、IAS39の内容を補完する限定的な内容となっている。

2. 2 IAS39「金融商品：認識・測定」

IAS39は全面的時価評価モデルの金融商品会計基準への移行を前提とした暫定案として策定されたものである。IASBは全面的時価評価モデルへの移行の実現は当面困難であると判断した。IAS39改訂草案は、認識・測定の諸原則を大幅に変更することなく、適用上の諸問題を解決することに眼目がある。以下では、IAS39改訂草案の冒頭にある「主要な変更点の要約」を訳出し、その全体像を概観してみたい。

(1) 範囲 (paras. 1 - 7)

(貸付契約)

□改訂草案は、短期売買保有目的の指定がなく、正味額で決済することのできない貸付契約 (loan commitment) を範囲除外項目に

追加する (para. 1(i))。

改訂草案の目的は、範囲除外がなければ、貸付資産をもたらし、IAS39でデリバティブとして処理される貸付契約の付与者とその保有者の間における会計処理を単純化することにある。

(金融保証契約)

□改訂草案は、金融保証契約は当初認識段階ではIAS39に準拠して認識・測定しなければならない。しかしながら、再認識段階では、実体が決算日に義務を決済するために、または第三者に譲渡するために、契約の発行者がこの契約について合理的に支払う金額で測定しなければならないと規定した。(para. 1(f)) (IAS37「引当金、偶発資産・偶発負債」(paras.36-39))。

この改訂草案の目的は、義務を負債として認識した時点から、発行済み金融保証契約は特定の債務者が払えない損失負担について保有者の補償のために特定金額を支払うことを確保することにある。

(非金融項目売買契約)

□非金融項目売買契約は、ある実体が短期の価格変動や売買人の利ざやから利益を生み出すことを目的として、引渡し後に短期間で基礎数値の受取りまたは販売を行うような実務を採用する場合、デリバティブとして処理される (paras. 6, 7 and 10)。

この改訂草案の目的は、非金融項目に関するデリバティブ型契約が短期売買目的で用いられる場合、この契約をデリバティブとして計上することにある。価格変動の投機ではなく商品の

交換から利益を得るような実体の会計を変更しようとするものではない。

(2) 認識停止 (paras.35-57)

(継続的関与アプローチ)

□ IAS39の認識停止規定は指針原則として継続的関与アプローチの設定により明確化を図った。このアプローチでは、譲渡人が譲渡資産およびその資産の一部に継続的関与を持つ範囲については認識停止が認められない (paras.35-40)。

○以下の場合、譲渡人は継続的関係を持つ (para.37)。

- (i) 譲渡資産の支配権の再取得を要求することができる場合（例えば、金融資産は譲渡人により取戻しが可能である場合、この譲渡はコールオプションの対象となる資産の範囲は認識停止に該当しない。）
- (ii) 譲渡資産の業績基準で保証が支払われる場合（例えば、譲渡人が保証を提供する場合、認識停止が保証額まで除外される。）

○一般原則に関する例外を設定していない。以下のIAS39の現行規定は排除される。

- (i) 譲渡人は認識停止に該当する資産のいかなる部分にも実質的に資産のリスクと報酬の全てを留保してはならないとする考え方
- (ii) 認識停止に関する譲受人の「販売または再担保する権利」条件

(パススルー契約)

□改訂草案はパススルー契約に関する指針を提供している。改訂草案は譲渡人が継続して譲渡資産からキャッシュフローを徴収する場

合、認識停止に該当するために、この譲渡には以下の追加要件を満たすことを要求する (para.41)。

- (i) 譲渡人は譲受人にキャッシュフローを支払う義務を持たないこと。ただし、譲渡人が譲渡資産から同等のキャッシュフローを徴収する場合を除く。
- (ii) 譲渡人は便益のために譲渡資産を利用することができないこと。
- (iii) 譲渡人が譲受人に代わり徴収したキャッシュフローを時折々に譲受人に送金を義務づけられていること。

(担保の会計指針)

□改訂草案は担保についての会計指針を提供した (paras.52-57)。

- (i) 譲受人が受取った担保を販売または再担保する場合、譲渡人は貸借対照表上でその担保を再分類する（例えば、担保付有価証券）。
- (ii) 譲受人が受取った担保を販売する場合、譲受人は担保を返済する義務について負債を計上する。
- (iii) 譲渡人が債務不履行の状態にあり、もはや譲渡資産の権利を付与されない場合、譲渡人はその資産を認識停止し、譲受人はその資産を認識する。

改訂草案の目的は、指針の明確化と内部矛盾の排除によってIAS39の実行と適用を推進することにある。改訂草案を適用した結果として、認識停止に関するIAS39の現行指針と適用指針委員会の解釈とは一致することになる。しかし、改訂草案では、認識停止の査定は譲渡金融資産に関する譲渡人の継続的関与に基づい

ている。この場合、留保されるリスクの検討も、また認識停止が妥当か否かの査定基準としてリスクを利用する必要がなくなる。

(3) 測定 (paras.66-106)

(短期売買目的保有の指定)

□実体は、金融資産・金融負債について、これらを当初認識時に短期売買目的で保有すると指定することにより、損益で認識される公正価値の変動分と共に、公正価値で測定することを認められる (paras.10, 95-100D)。

情報の表示・開示については、実体は「短期売買目的」以外の金融商品について適切な表題を採用する。このアプローチに規律を課すために、保有される場合、実体はこの金融商品の再分類を禁じている (para.89B)。

この改訂草案の目的は、IAS39の適用を簡略化するために金融資産と金融負債について一貫性のある測定が行なわれるようになることにある（例えば、複合金融商品の場合、また資産・負債ポジションを一致させる実体の場合）。この提案における指定は実体の意見で選択することができる。この提案は公正価値の採用を強制するものではない。

(売却可能性金融資産の未実現利得損失)

□改訂草案は、売却可能性金融資産に関する利得損失を損益において認識する選択肢を排除することにした (para.103)。（これは改訂草案の提案により必要がなくなった）。

(実体により組成される貸付金・債権)

□ある実体は、実体により組成される貸付金・債権として区分される資産を売却可能性金融資産として指定することを認められる

(para.10)。

(評価技法の指針)

□改訂草案はいかに評価技法を用いて公正価値を決定するかについての追加指針を提供した (paras.98-100D)。

○これは、通常事業の検討から導かれる相対取引において、測定日時点で、どんな取引価格が存在するかを確立することを目的とするものである。

○この評価技法は (a)市場参加者が価格設定において検討する全ての要因を組込み、(b)金融資産の価格設定において認められた経済的方法と合致するものである。

○評価技法を適用する場合、実体は見積りまたは仮定を採用する。これらは金融商品価格の設定で市場参加者が利用する見積りや仮定に関する利用可能な情報と合致するものである。

(4) 金融資産の減損 (paras.109-119)

(減損の評価指針)

□改訂草案は、貸付金、債権、または満期保有投資のグループに固有ではあるが、グループにおける個別の金融資産については識別できない減損の評価に関する指針を提供している (paras.113A-113D)。

○個別に減損を識別する資産は、集合的に減損査定する資産グループに含めてはならない。

○減損を個別に査定するが減損を個別に識別できない資産は、集合的な減損査定に含めなければならない。事象や事象の結合の発生は、

ある資産を集合的に減損の再評価がなされる資産グループに含める前提条件にしてはならない。

○信用リスクの類似性により資産をグループ化しなければならない。この信用リスクは契約条件に従って支払義務のある全額を支払う債務者の能力の指標である。

○契約上のキャッシュフローと過去の損失経験は、見積期待キャッシュフローの基準を提供する。過去の損失率は現在の経済状況を反映するように適切な観察可能な資料に基づいて修正しなければならない。

○減損の測定方法は、当初認識時に減損を認識しないように確保しなければならない。従って、資産グループの減損測定のためには、見積キャッシュフロー（見積信用損失で修正された契約上の元本と利息の支払額）は当初の実効金利を用いて割り引かなければならぬ。この実効金利は、資産の当初見積キャッシュフローの現在価値と当初正味簿価を等しくするものである。

改定案の目的は、たとえ個別資産について減損が認識されない場合でも、資産グループにおける減損損失を財務諸表で認識するように確保することにある。

（持分金融商品投資における客観的証拠）

□改訂草案は、持分金融商品の投資について、減損の客観的証拠に関する指針を提供する（para.110A）。

（売却可能性投資の減損戻入れ）

□改訂草案は、売却可能性に区分される負債・

持分金融商品投資については、認識された減損を戻入れることはできないと提案する（paras.117-119）。

（5）ヘッジ会計（paras.121-165）

（確定約定のヘッジ）

□改訂草案は、確定約定（firm commitment）のヘッジはキャッシュフローへッジではなく、公正価値へッジとして処理することを提案する（paras.137 and 140）。

（ベース修正）

□改訂草案は、ヘッジされた予定取引が実際に発生し、資産・負債を生じる場合、持分で繰延べた利得損失で資産・負債の当初簿価を修正するのではなく（「ベース修正」）、持分に留め、資産・負債の利得損失報告と同様に損益で報告することを提案する（para.160）。

IAS39改訂草案の冒頭にある「主要な変更点の要約」はこのように主要な変更を要約している。

IAS39改訂草案の要点は、適用範囲における不明確な論点の解消、認識停止に関する明確な判断指針の提案、短期売買目的保有の指定による公正価値測定の拡大、減損処理に関する詳細な運用指針の提供などである。IAS39改訂草案の提案を通じて、混乱を生じる論点を明確にし会計基準の適切な運用を図るものである。

また同時に、IAS39改訂草案はUS-GAAP対応に十分なる配慮がなされている点についても指摘しなければならない。IAS39改訂草案はIAS39とUS-GAAPとの差異を排除する方向で検討が行われたものであるといえる。

IAS39は測定およびヘッジ会計については基本的にUS-GAAPに対応していた。IAS39改訂草案は以下の諸項目についてUS-GAAPと

の差異の削減または解消をめざした結果である¹¹⁾。

- 売却可能性証券に関する未実現利得損失の会計処理 (para.103)
- 確定約定ヘッジの会計処理 (para.137)
- 予定取引ヘッジから生じる資産・負債のベース修正 (para.160)
- 短期売買保有の指定 (para.10)
- 持分証券投資に関する減損損失戻入れの禁止 (para.119)
- 活発な市場における公正価値 (para.99)
- 貸付約定の範囲除外 (para. 1 (i))

3. 改訂草案の意義と今後の方向性

これまで概観したように、今回の改訂草案の中心は IAS39 の改訂にある。IAS32 改訂はその補完的なものであると位置づけられている。現行の IAS32・IAS39 は、全面的時価評価モデルを中心とする金融商品会計基準への移行を前提としながらも、当面の課題を解決する暫定案として策定されたものである。今回の改訂草案もまた同様にこの延長線上にある限定的な解決策である点に留意しなければならない。

最後に、今回提案された改訂草案が持つその意義と今後の方向性について整理することにする。

3. 1 IAS39改訂草案の意義

まず、認識測定への影響の観点から IAS39 改訂草案における重要な論点についてまとめることにする。

(1) 金融資産の認識停止

現行の IAS39 は、基本的に認識停止の原則

として支配モデルを採用している。しかしながら、認識停止の判断基準にはリスク報酬モデルが混在している。このことが基準の適用上で混乱を生じる原因となっている。

IAS39 改訂草案は認識停止規定の原則として継続的関与アプローチを提案し、認識停止基準の明確化を図った。このアプローチの特徴は、譲渡人が譲渡資産の全部または一部に継続的関与を持つ範囲には認識停止を認めないとところにある。このアプローチは支配モデルやリスク報酬モデルなどの現行の認識停止原則と比べて明快で運用しやすい面があるものの、未解決の問題を含み異論のあるものも事実である¹²⁾。

また、改訂草案は、特別目的実体を用いて譲渡人が金融資産を構成するキャッシュフローに対する契約上の権利を証券化して販売するパスルーキー契約に関わる認識停止の追加要件を提案した。この要件の解釈上の問題が存在する。また、この契約と SIC-12 「連結－特別目的実体 (SPE)」との相互関係にも問題がある。すなわち、実体における実質的支配がある場合、これを連結しなければならない。従って、パスルーキー契約の要件と SIC-12 の要件の相互関係が重要な論点となる¹³⁾。

(2) 測定

IAS39 改訂草案は、当初測定時に、金融商品を短期売買保有目的と指定することにより、従来の区分の論理とは別に公正価値で測定することを認める (para.10)。改訂草案は短期売買保有を再定義し、定義の明確化を図ると共に、短期売買保有目的の指定により経営者の意思を反映する構造を提案するものである。この指定は経営者の意思に基づく選択であり強制ではない。IAS39 改訂草案が混合測定基準から生じるいくつかの矛盾を解消し、IAS39 の運用を改善する。改訂草案付録 C は以下の諸問題の解消

を指摘する¹⁴⁾。

- 公正価値ヘッジのためにヘッジ会計の必要性とその複雑さの削減
- 組込みデリバティブの分解に伴う負担の削除
- 混合測定モデルで資産を公正価値で評価し、関連負債を償却原価で測定する場合に生じる問題の削除
- 売却可能性資産の未実現利得損失に関する認識オプションの削除
- 短期売買目的の解釈問題の解消

この指定オプションを認めることは、部分的な改訂ではあるが、公正価値測定の範囲を拡大する測定上の重要な変更である。また、公正価値測定の範囲の拡大にあわせて、この公正価値の決定方法、特に、上場市場価額を利用できない場合についての指針を拡張した (paras.95-100)。

(3) 公正価値変動に関する利得損失

現行の IAS39は認識される利得損失の処理について、以下の二つの選択を認めてきた (para.103)。

- (i) 短期売買目的保有の金融資産・金融負債の公正価値変動に関する利得損失は発生期間の損益として認識する。
- (ii) 売却可能金融資産については、発生期間の損益とするか、資本の部で認識し、実現時点で当期損益として認識する。

IAS39改訂草案は、短期売買目的保有の指定により売却可能性金融資産の未実現利得損失認識の必要がなくなるので、売却可能性金融資産の未実現利得損失を持分に計上する方法のみに限定した。これにより売却可能性金融資産の会計処理の明確化を進めることになった。またこ

れはUS-GAAPとの整合性を高めることになる¹⁵⁾。

(4) 売却可能性金融資産の減損戻入れ

この指定オプションは売却可能性金融資産の減損処理にも重要な関連がある。

現行の IAS39は売却可能性金融資産の減損処理を以下のように規定している。減損の客観的な証拠がある場合、資本の部で認識された損失を資本の部から取り除き、当期の損益として認識しなければならない。次期以降に売却可能性資産の価値が増加し、その増加が減損と客観的に関連する場合には、戻入益として損益に計上しなければならない。

IAS39改訂草案は回復時期を確定することの困難さと測定や利益認識の問題を理由に、減損回復分を損益へ戻入れることを禁じ、持分として資本の部に計上するように提案した (para.119)。これは売却可能性金融資産の公正価値変動を持分において認識することと整合することになる。また、このことはUS-GAAPとの整合性を高めることになる¹⁶⁾。

(5) ヘッジ会計

現行の IAS39は、幅広い適正なヘッジ関係をヘッジするためにヘッジ会計の適用を認め、キャッシュフローへッジと公正価値へッジの二種類のヘッジに対し異なる方法を規定する。

IAS39改訂草案はヘッジ会計について大幅な変更は提案していない。しかしながら、公正価値変動部分の利得損失認識の改訂により、ヘッジ手段に関わる損益の有効ヘッジ部分と非有効部分のうちヘッジ手段がデリバティブではない限定期的な状況下の場合について、キャッシュフローへッジの会計処理がより明確化したことを探しておかなければならぬ。

改訂草案の提案は、確定約定のヘッジとベー

ス修正に関する変更であり、これらは共にUS-GAAPとの整合性を高めることになる¹⁷⁾。

3. 2 改訂草案の方向性

最後に、改訂草案の方向性について、簡単に述べて本稿を終えることにしたい。改訂草案へのコメントレターは2002年10月14日の締切りまでに160通を超えた。同年12月18日 IASB は反響の大きさと議題の重要性から、改訂草案の内容の理解を深めることを目的とする円卓討論会の開催を決定した。この円卓討論会は2003年3月10日から1週間にわたり開催された。3月の円卓討論会の議論を踏まえ、IASB は会議において以下の項目について検討を行なった¹⁸⁾。

- 認識停止
- デリバティブとヘッジ会計
- 公正価値の階層性
- 公正価値オプション
- 内部統制
- 負債と持分
- 貸付金の減損
- マクロヘッジ
- パススルー契約
- 売却可能性金融資産の減損戻入れ

この会議は改訂草案を数ヵ月後に再提案することをめざし、担当者に解決すべき論点を明確化することにあった。論点として指摘されている内容をみると改訂草案の大幅な変更が生じる可能性があることがうかがえる。例えば、以下のような論点である。

(認識停止)

IASB は現行の認識停止規定における問題点を排除するアプローチと継続的関与を改善するアプローチの検討を要請した。

(デリバティブとヘッジ会計)

IASB は(1)ヘッジ会計として公正価値ヘッジ会計のみを採用すること(2)非デリバティブをヘッジ対象として指定することを認めるか否か(3)基準の柔軟性を高める方法についての検討を要請した。

(公正価値オプション)

IASB は(1)公正価値オプションの手続き(2)オプションを採用する場合の追加的開示の必要性(3)金融負債測定における信用リスクの変更問題(4)オプションの当初適用などについて検討を要請した。

(パススルー契約)

IASB は(1)提案規準の明確化(2)SIC-12「連結－特別目的実体」と提案規準の関係の明確化について検討を要請した。

(売却可能性金融資産の減損戻入れ)

IASB は売却可能性金融資産の減損戻入れが可能かどうかについて検討を要請した。

改訂草案は暫定案の改訂であるという性質ながら、短期売買目的保有の指定に代表されるように、金融商品会計の内容を大幅に変更する可能性のある内容となっている。これまでの検討から判断するに、改訂草案の内容かなりの部分が各界団体から受け入れられるものと考えられる。しかしながら、認識測定に関わる IAS39 改訂草案の重要な提案が議論の的になっているのも事実である。改訂草案の内容の方向性は予断を許さない状況にある。

おわりに

改訂草案は2001年7月に決定されたテクニカルプロジェクトにおける重要な議題の一つである。改訂草案の提案は、全面的時価評価モデルの金融商品会計基準への移行を前提としながらも、当面の暫定案として策定されたものである。根本的な変更を意図するものではないが、提案内容を検討すると、内容の整理、US-GAAP 対応などの微調整に留まらない重要な提案が含まれるものとなっている。例えば、短期売買目的保有の指定や認識停止規定などの提案である。これらは事実上、金融商品会計基準の内容を全面的時価評価モデルの方向に一層推進するものである。

円卓会議を終えて、IASB は残された時間の中で残された重要な論点の検討を開始した。これらの論点は単なる微調整に留まらない内容が含まれている。

2005年EU対応を目指し、限られた時間の中で、IASB がこれらの重要な論点に対してどのような決定を下し、その結果としてどのような会計基準が成立するのか、またそのことが各国の会計基準にどのような影響をあたえるのか、今後のIASBの動向に注目していきたい。

〈注〉

- 1) IASC, *IAS32: Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, Mar. 1995, Revised Dec. 1998.
- 2) IASC, *IAS39: Financial Instruments: Recognition and Measurement*, Dec. 1998, Revised Dec. 2000.
- 3) テクニカルプロジェクトについては以下の文献を参照した。
IASB, *Press Release: IASB Announces Agenda of Technical Projects*, 31 July. 2001.
IASB, *IASC Foundation 2001 Annual Report*, Mar. 2001, pp. 5-8.
- 4) IASB, *Exposure Draft of Proposed Amend-*

ments to IAS32: Financial Instruments: Disclosure and Presentation IAS39: Financial Instruments: Recognition and Measurement, Jun. 2002.

- 5) IASC, *Exposure Draft E40: Financial Instruments*, Sep. 1991.
- 6) IASC, *Exposure Draft E48: Financial Instruments*, Jan. 1994.
- 7) 1997年10月、JWG は金融商品会計の包括的基準を策定するために組織された。この組織は米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランド、日本およびIASC の9カ国の会計基準設定主体、また職業会計人団体と1機関から構成される。
- 8) JWG, *Draft Standard: Financial Instruments and Similar Items*, Dec. 2000.
- 9) 改訂草案はこの混乱を解消するため継続的関与アプローチを採用している。認識停止に関する詳細な解説がIAS39改訂草案付録C「結論のベース」にある (paras.C27-C54)
- 10) IAS32改訂草案における目的の最後に次の部分を追加している。「この基準の諸原則はIAS39『金融商品：認識と測定』における金融資産・金融負債の認識と測定の諸原則を補完するものである。」
- 11) US-GAAPとの違いの排除については、IAS39改訂草案付録C「結論のベース」に内容の記述がある。(para. C105)
- 12) IAS39付録D「代替的見解」において、二人の審議会メンバーが継続的関与アプローチの採用は概念的枠組みと会計処理における別の問題を生じる可能性があることを指摘している。

英国会計基準審議会(ASB)は英国ではIASBの認識停止アプローチを実施しない方針を採用了。従って、IAS39の認識停止基準を削除している (paras.27-65)。

英国は認識停止モデルとして支配モデルを採用する(FRS 5)。これは今後解決すべき国際的会計基準の収斂化の問題であると指摘する。

ASB, FRED30: *Financial Instruments: Disclosure and Presentation & Recognition and Measurement*, Jun. 2000, Appendix iii paras.17-20.

- 13) パススルー契約問題の解決策として以下の三つの代替案が存在する。(1)ある種の適格なSPEについて連結免除を設定する (2)パススルー契約の要件を拡張し、ほとんどの証券化契約に認識停止を認

める (3)パススルー契約の要件の削除

- 14) IAS39改訂草案付録C「結論のベース」には公正価値測定に関する詳細な記述がある。(paras.C 55-67)
- 15) IAS39改訂草案付録C「結論のベース」は、売却可能性投資の利得損失を当期の損益で認識するオプションを排除することにより、US-GAAPの会計処理(FAS115「負債・持分証券への投資の会計」(para.13))に合致すると指摘している。(para.C105)
- 16) IAS39改訂草案付録C「結論のベース」には記述がある(paras.C55-67)。
- 17) IAS39改訂草案付録C「結論のベース」には詳細な解説がある(paras.C94-C103)。
- 18) IASB, *IASB UPDATE*: Mar. 2003.